

ご 連 絡

令和 2 年 4 月 15 日

債権者各位

福島県いわき市平字南町 2 1 - 1 (破産管財人室)
破産者 福島電力株式会社
破産管財人 弁護士 清 水 祐 介

冠省

当職は、福島電力株式会社（以下「破産者」といいます。）の破産管財人として、以下のとおりご連絡致します。

本件破産手続では、次回の債権者集会、財産状況報告集会及び債権調査（以下「債権者集会等」といいます。）の期日が、令和 2 年 5 月 20 日（水）午後 2 時に指定されていました。

しかしながら、福島地方裁判所いわき支部（以下「破産裁判所」といいます。）は、添付のとおり、新型コロナウイルス感染症の流行により、次回の債権者集会等の期日を取り消しましたので、当日、債権者集会場（いわき芸術文化交流館アリオス 中劇場）にお越しいただかないようご注意ください。

新たな債権者集会等の期日につきましては、追って破産裁判所から指定されることとなります。新たな債権者集会の期日が指定されましたら、破産債権を届け出て頂きました債権者には、当職より書面でご連絡するとともに、福島電力株式会社のホームページ【<https://www.fukushima-d.co.jp/>】にも掲載させて頂きます。なお、官報にも掲載されます。

破産手続の進行が遅れることとなりますが、何卒ご理解とご協力のほど宜しくお願い申し上げます。

草々

平成30年(フ)第68号

決 定

福島県双葉郡楡葉町大字下小埦字町3番地
破産者 福島電力株式会社
代表者代表取締役 宮川 真一

主 文

本件につき令和2年5月20日午後2時00分と定めた次の各期日の指定を
取消す。

- (1) 財産状況報告集会期日
- (2) 債権調査期日
- (3) 債権者集会期日

令和2年4月15日

福島地方裁判所いわき支部

裁判長裁判官 名 島 亨 卓

裁判官 古 屋 勇 児

裁判官 吉 原 裕 貴

これは正本である。

令和2年4月15日

福島地方裁判所いわき支部

裁判所書記官 小野寺 浩

